

物件を所有している方へ

大家の味方

家賃補償保険

修理費用担保特約付き

補償内容のご案内

「家賃補償保険」の補償内容の概要をご案内します。
ご加入の際は、重要事項のご説明（P4～）にて、
補償内容の詳細等をご確認ください。

家賃の補償 普通保険

次の事故により賃貸住宅が損害を受け、その復旧期間中(※)の家賃収入に損失が生じた場合に、
最大6ヶ月分のお家賃を補償します。

※ 事故日(事故発生日、死亡事故の場合は発見日)からリフォーム完了日まで。

お部屋で居住者が亡くなったとき

- ▶ 病気死亡
- ▶ 不慮の事故
- ▶ 自殺
- ▶ 殺人事件
- ▶ その他

火災

水災

落雷

破裂・爆発

漏水などによる水濡れ

風災・ひょう災・雪災

落下・飛来・衝突・倒壊

騒じょう

入居者死亡時の戸室修理費用の補償 修理費用担保特約

修理費用保険金

お部屋の中で居住者が亡くなったことでお部屋に損害が発生した場合に、被保険者が負担した修理費用を1回の事故につき

300万円まで補償します。(ただし、敷金等による充当・補てんがされた金額は、これを差し引いて支払います。)

臨時費用保険金

修理費用保険金が支払われる場合において、修理費用以外に臨時に発生する費用に対し、以下の通り保険金をお支払いします。

- 死亡原因が犯罪被害である場合
…… 1回の事故につき **50万円**
- 上記以外の場合
…… 1回の事故につき **20万円**

保険金お支払い例

こんなとき…
事故戸室の月額家賃 **¥65,000**
復旧期間 **160日(5ヶ月と7日)**
補償対象期間 **6ヶ月**(※月単位に切り上げ)

60代男性がC型肝炎による大量吐血により室内で孤独死し、死後約1ヶ月経過後に発見。
特殊清掃・消臭、床・壁の張り替え等、戸室修繕の完了までに160日間を要し、その間の家賃収入が途絶えた。
また、修繕費用として120万円掛かった。

家賃補償
支払金額 **¥65,000 × 6ヶ月 = ¥390,000**

修理費用補償
支払金額 修繕費用保険金 = **¥1,200,000**
臨時費用保険金 = **¥200,000**

合計支払金額 = **¥1,790,000**

※事故発生時には、実際の事故状況に応じて保険金のお支払い対応をいたします。

年間保険料

お客様の「月額家賃の1棟合計額」と「1棟の戸室数」をあてはめて、保険料の手頃さをお確かめください。

A お家賃の補償

月額家賃の1棟合計額 **× 1.22%**(※)
【 】万円 ※約定復旧期間が6ヶ月の場合
= 円

こちらの保険料は概算の保険料となります。正確な保険料は代理店にご確認ください。

B 入居者死亡時の修理費用の補償

1棟の戸室数 **× 2,570円**
【 】室
= 円

年間保険料 **A + B =** 円

- 本保険は、原則として1棟単位でのご契約となります。(ご契約の際は、棟ごとに「物件明細書」および「保険契約申込書」をご提出いただきます。)区分所有の場合は、所有区分単位でご加入いただけます。
- 本保険は、賃貸住宅を所有されている方のための保険です。商用テナント物件は対象となりませんので、ご注意ください。

例えば… **1棟3室 月額家賃合計=20万円 修理特約付き** の場合

	家賃補償	修理費用補償
1号室	戸室家賃:65,000円	1室あたりの修理費用補償保険料 = 2,570円
2号室	戸室家賃:65,000円	
3号室	戸室家賃:70,000円	
保険料	月額家賃の1棟合計額 【20】万円 × 1.22% 2,440円	1棟の戸室数 【3】室 × 2,570円 7,710円
	+	
	10,150円	

※建物の構造による保険料の違いはありません。
※2年契約の保険料は、
《年間保険料×2》となります。

1棟3室全体の年間保険料 10,150円
1室あたり 約 **3,383円**

ご契約のスケジュール

補償開始は、申込日の翌々月1日からとなります。

【例：4月20日にお申込みいただいた場合】



よくあるご質問

よくあるご質問につきましては、
ホームページで確認ができます

あそしあ

検索



ASSOCIA SSI
株式会社 あそしあ少額短期保険

Emyii ssi
株式会社 Emyii 少額短期保険

共同保険に関する特約が付帯されている保険契約は、株式会社あそしあ少額短期保険(幹事)株式会社Emyii少額短期保険(非幹事)の共同引受(引受割合は各50%)です。共同保険特約が付帯されていない保険契約は株式会社あそしあ少額短期保険の単独引受です。本特約の付帯状況はマイページ等で契約内容をご確認ください。

重要事項のご説明

ご契約前に必ずお読みください。

ご契約前にご確認・ご理解いただきたい特に重要な事項を記載しています。保険契約者と被保険者が異なる場合には、この書面の記載事項を必ず被保険者にもご説明ください。ご不明点は、取扱代理店または株式会社おそしあ少額短期保険もしくは株式会社 Emyii 少額短期保険（以下「弊社」といいます。）までお問い合わせください。

契約概要のご説明

この「契約概要」は、家賃補償保険“大家の味方”のご契約に際して商品内容をご理解いただくために特にご確認いただきたい事項を記載したものです。ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細は、家賃補償保険普通保険約款および特約条項をご参照ください。

1 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品のしくみ

家賃補償保険“大家の味方”（以下、「本保険」といいます。）は、賃貸住宅を所有される方のための保険です。

火災・風災・水災・死亡事故等により賃貸住宅建物に損害が発生した場合において、その復旧期間中に生じた家賃収入の損失に対して損害保険金をお支払いします。また、戸室内での死亡事故により建物に損害が生じた場合には、その修理費用や臨時費用を補償します。

(2) 補償の内容

(1) 普通保険

損害保険金	<p>次の事故により保険の対象（※）が損害を受け、その結果生じた家賃の損失に対して、被保険者に損害保険金をお支払いします。</p> <p>① 火災、落雷または破裂もしくは爆発による損害</p> <p>② 風災、ひょう災 または雪災による損害</p> <p>③ 水災による損害</p> <p>④ 給排水設備事故の水漏れ等による損害</p> <p>⑤ 建物の外部からの物体の衝突等</p> <p>⑥ 騒じょう等</p> <p>⑦ 保険の対象における居住者の死亡</p>
--------------	--

※ 日本国内に所在する、保険証券等に記載された賃貸住宅をいいます。（事業用物件等は保険の対象とすることができません。）

(2) 修理費用担保特約

修理費用保険金	<p>保険の対象戸室内での居住者死亡により保険の対象に損害が生じた場合において、被保険者が自費でこれを修理したときに、その修理費用に対し保険金額を限度として保険金をお支払いします。ただし、敷金等による充当やその他の補てんがされた金額については、これを差し引いて支払います。</p>
----------------	--

臨時費用保険金

修理費用保険金を支払われる場合において、修理費用以外に臨時に発生する費用に対し、以下の通り保険金をお支払いします。

- ・死亡原因が犯罪被害である場合
…………… 1回の事故につき 50万円
- ・上記以外の場合
…………… 1回の事故につき 20万円

(3) 保険金をお支払いしない主な場合

注意喚起情報のご説明の「5. 保険金をお支払いしない主な場合等」をご参照ください。

(4) セットできる主な特約およびその概要

本保険には、修理費用担保特約を付加できます。（補償内容は、(2)補償の内容(2)および約款をご確認ください。）

(5) 保険期間

保険期間は1年間または2年間です。

(6) 引受条件（保険金額等）

(1) 保険金額（保険金の支払限度額）の設定

損害保険金の保険金額は、約定家賃額（※1）に約定復旧期間月数（※2）を乗じた額とします。

※1 約定家賃額：保険の対象の実際の賃貸料を超えない範囲で定めます。（区分して賃貸される場合は、それぞれの戸室ごとに定めます。）なお、次のものについては賃貸料に含まれません。

- ①水道、ガス、電気、電話等の使用料金
- ②権利金、敷金、礼金、その他の一時金
- ③賄料

※2 約定復旧期間月数：原則として6ヶ月です。

(2) 保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額

弊社は、本保険における保険金の支払額が本保険の計算の基礎に特に著しい影響を及ぼすと認められた場合には、保険期間中に保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

2 保険料

保険料は保険金額によって決定されます。詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

また、お客様が実際にご契約いただく保険料につきましては、保険契約申込書にてご確認ください。

3 保険料の払込方法について

保険料の払込方法は、保険料の全額を払い込む一時払のみであり、分割払はありません。なお、現金のほかに払込票により保険料を払い込む方法等もあります。詳しくは、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

4 契約者配当金

この保険には配当金はありません。

5 解約返戻金

保険期間の途中でご契約を解約なさる場合、保険料から、当該金額に既経過月数に応じた所定の解約係数を乗じた額を差し引いた、その残額を返戻します。ご解約の際は、巻末のQRコードまたはURLより弊社解約フォームへアクセスいただき、必要事項入力の上、ご申請ください。

注意喚起情報のご説明

この「注意喚起情報」は、保険契約者にとって不利益になることのある事項など、ご契約に際して特にご注意いただきたい事項を記載したものです。ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細は、家賃補償保険普通保険約款および特約条項をご参照ください。

1 契約申込みの撤回等（クーリングオフ）

- (1) 申込日またはこの書面を受領された日のいずれか遅い日からその日を含めて**8日以内**であれば、ご契約の申込みの撤回または解除（以下「クーリングオフ」といいます。）ができます。上記期間内（8日以内の消印有効）に次の内容をハガキ等に下記の必要事項を記載のうえ弊社宛てに郵便または弊社ホームページお問い合わせフォーム <https://www.associa-inurance.com/contact/form.html> からご通知ください。

- ① クーリングオフされる旨
- ② ご契約を申し込まれた方の氏名、住所、電話番号
- ③ ご契約を申し込まれた年月日
- ④ ご契約を申し込まれた保険の契約証番号または証券番号
- ⑤ ご契約を申し込まれた代理店名

- (2) クーリングオフされた場合には、すでにお支払いいただいた保険料は全額お返しします。弊社および取扱代理店は、クーリングオフによる損害賠償または違約金を請求しません。

- (3) すでに保険金をお支払する事由が発生しているにもかかわらず、それを知らずにクーリングオフのお申し出をされた場合には、そのお申し出の効力は生じないものとし、保険金をお支払いします。

2 告知義務・通知義務等

(1) ご契約締結時の注意事項

- (1) 以下の事項は保険契約に関する重要事項（告知事項）であり、保険契約者には、ご契約時に告知事項に関して正確にお答えいただく義務があります。申込書記載の告知事項の内容が事実と異なっている場合には、弊社がご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険の対象の所在地
- ②保険契約者の住所・氏名（名称）
- ③被保険者の氏名（名称）
- ④保険の対象の約定復旧期間
- ⑤保険の対象の戸室ごとの月額家賃および約定家賃額
- ⑥他の保険契約等（重複保険契約）の有無

- (2) ご契約時に次のいずれかに該当する事実があった場合には、保険契約が無効または解除となることがあります。

- ①保険契約締結の際、保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもってした事実。
- ②保険契約者または被保険者が事実を告知しなかった事実、または事実と異なることを告知した事実。

(2) ご契約後にご連絡いただくべき事項（通知事項等）

ご契約後に次の変更等が生じる場合には、必ず事前に取扱代理店または弊社にご通知ください。ご通知がない場合、弊社がご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険の対象の全部を譲渡すること
- ②保険の対象の構造を変更すること
- ③保険の対象の全部を他の場所に移転すること
- ④その他、告知事項の内容を変更すること

※ ご契約後に戸室ごとの月額賃貸料に著しい増減が生じる場合は、取扱代理店または弊社にご通知ください。ご通知がない場合、約定保険金額通りの保険金支払いがなされないことがありますので、ご注意ください。

3 重大事由による解除、失効等

- (1) 保険金を詐取する目的で故意に事故を生じさせた場合や、保険金請求に関し詐欺行為があった場合、反社会的勢力に該当または関与していると認められる場合等には、弊社がご契約を解除したり保険金をお支払いできないことがあります。

- (2) 保険契約者・被保険者がご契約の際に詐欺または強迫を行った場合、弊社はご契約を取り消すことができます。

- (3) 保険契約者がご契約の際に保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもってした場合、ご契約は無効となります。

- (4) ご契約後に保険の対象の全部が滅失した場合、ご契約は失効します。

4 保険責任の開始時期

- (1) 弊社の保険責任は、保険証券または保険契約更新証記載の保険期間の初日の0時に始まり、末日の24時に終わります。

- (2) 保険期間が開始した後でも、弊社は保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては保険金を支払いません。ただし、保険料コンビニ払いの場合は、保険始期の属する月の翌末日まで保険料の払込み猶予があり、猶予期間内に発生した保険事故についても、未払いの保険料が払い込まれたことを条件に保険金を支払います。なお、猶予期間内に保険料の払込みがなかった場合は、ご契約は成立しなかったものとしします。また更新契約の払込猶予期間については**7**をご確認ください。

5 保険金をお支払いしない主な場合等

本保険で保険金をお支払いできない主な損害は、次の通りです。（主な場合のみを記載していますので、詳細は家賃補償保険普通保険約款および特約条項をご確認ください。）

共通	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者、被保険者、これらの者の法定代理人の故意、重大な過失、法令違反による損害 ・戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質による損害 ・地震、噴火、津波を原因とする損害 ・取扱代理店または弊社が保険料を領収する前に生じた損害
修理費用担保特約	<ul style="list-style-type: none"> ・賃貸借契約が締結されていない戸室で発生した事故による損害

6 補償重複

本保険のご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約（家賃補償保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただいたうえでご契約ください。（注）

（注）1契約のみに特約がセットされている場合、転居等により契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

7 保険契約の更新

- (1) 保険期間満了日の2か月前までに、ご契約の更新についてご案内します。
- (2) 保険期間満了日の1か月前までに、保険契約者から更新しない旨のお申し出が無い場合は、ご契約が更新されますので、更新前契約の満了日まで更新契約の保険料をお払込みください。
- (3) 更新前契約の満了日まで更新契約の保険料の払込みが無い場合は、更新契約の保険始期の翌月末日まで払込みの猶予がありますが、猶予期間内に保険料の払込が無かった場合は、ご契約は更新されなかったものとなります。
- (4) 保険事故の発生状況によっては、ご契約の更新ができないことがあります。

8 破綻時等の取扱い

- (1) 弊社が経営破綻した場合でも、損害保険契約者保護機構または生命保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置はありません。また、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する補償対象契約に該当しません。
- (2) 弊社は、この保険における保険金の支払額がこの保険の計算の基礎に特に著しい影響を及ぼすと認められた場合には、保険期間中に保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- (3) 弊社は、想定外の事象の発生により支払保険金の額が財務上特に著しい影響を及ぼすと認められた場合には、保険金を削減して支払うことがあります。

9 ご意見・苦情等のお申し出について

(1) 弊社ご意見・苦情等受付窓口

弊社では、お客様からの保険商品・サービス等に関するご意見・苦情等のお申し出を、下記の窓口にて承っています。お申し出いただいたご意見・苦情等につきましては、真摯に受け止め対応を行います。

【電話でのお申出】 TEL:0120-936-120
※受付時間 / 9:30~17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)
【メールでのお申出】 info@associa-insurance.com

(2) 指定紛争解決機関 (ADR 機関)

弊社の保険商品・サービス等に関するご相談および苦情につきましては、お客様の必要に応じて、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、弊社が契約する指定紛争解決機関「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくこともできます。

その他のご説明

ご契約に際してご確認いただきたいその他の事項を記載しています。ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては家賃補償保険普通保険約款および特約条項をご参照ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

1 ご契約時にご注意いただきたいこと

- (1) 保険料をお払込みいただきますと、弊社所定の保険料領収証を発行いたしますので、お確かめください。
- (2) 取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務

当機関は、お客様からのご相談および苦情を受け付け、お客様と弊社との間で生じた紛争を公正かつ中立的な立場から解決支援する機関です。

【「少額短期ほけん相談室」の連絡先】
〒104-0032 東京都中央区八丁堀 3-12-8 HF八丁堀ビルディング2F
TEL:0120-82-1144 FAX:03-3297-0755
※受付時間 / 9:00~12:00,13:00~17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

10 特に法令等で注意喚起することとされていること

(1) 更新時の保険料の増額または保険金額の減額等

- (1) 弊社は、本保険における保険金の支払額が本保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認められた場合には、保険契約の更新時に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- (2) 想定外の災害の頻発等によりこの保険が不採算となり、更新契約の引受が困難になった場合には、保険契約の更新を引き受けないことがあります。

(2) 少額短期保険業者とは

- (1) 弊社は、保険業法第2条18項に定める少額短期保険業者です。少額短期保険業者は次の範囲内で保険の引受けを行うことができます。
・保険期間が1年(損害保険は2年)以内であって、保険金額が保険業法施行令第1条の6に定める金額(損害保険は1,000万円)以下である保険契約の引受け
・1人の被保険者について引き受けるすべての保険の保険金額の合計額が1,000万円以下の引受け
・1の保険契約者について引き受けるすべての保険の保険金額の合計額が10億円以下の引受け
- (2) ㈱あそしあ少額短期保険は保険業法にかかる経過措置の適用を受けており、上記に関わらず1被保険者にかかる保険金額の限度額として2,000万円までお引き受けができます。同経過措置は、2023年3月末日をもって終了を予定しており、同年4月以降は1被保険者にかかる保険金額の限度額は1,000万円となります。

11 事故が起こった場合

- (1) 本保険で補償される事故が発生した時は、直ちに取扱代理店または弊社にご連絡ください。
(事故受付センター：0120-956-834)
- (2) 保険金請求権には**3年の時効**がありますのでご注意ください。
- (3) 保険の対象の全部が滅失したときは、ご契約は損害発生時に失効します。それ以外の場合には、保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されずにご契約は満期日まで有効です。

を行っております。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。

- (3) ご契約の際に設定された保険金額が保険の対象の価額を超えていたことについて、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合、保険契約者はその超過部分についてご契約の始期日から取り消すことができます。
- (4) 補償内容が同様の他の保険契約があると補償に重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認のうえでご契約ください。
- (5) 弊社は地震保険を取り扱っておりません。また、本保険の保険料は地震保険料控除の対象となりません。

2 ご契約後にご注意いただきたいこと

ご契約後にお渡しする保険証券または保険契約証は、内容をご確認のうえ大切に保管してください。ご契約手続から1か月を経過しても保険証券が届かない場合には、弊社までお問い合わせください。

3 事故が起こった場合の手続

- (1) 万一事故にあわれたときは、取扱代理店または弊社へご連絡ください。保険金請求手続について詳しくご案内いたします。

事故受付センター：0120-956-834
(年中無休・24時間受付)

- (2) 事故発生後、保険の対象である戸室の復旧処置(改装等)に着手する前に、取扱代理店または弊社へご連絡ください。弊社から鑑定人を派遣します。事前連絡なく改装された場合には、弊社鑑定人が算定する推定復旧期間を元に保険金をお支払いさせていただく場合があります。
- (3) 弊社は、必要書類のご提出等の保険金請求手続が完了した日から、その日を含めて原則30日以内(※)に必要な調査を行い、保険金をお支払いします。保険金の早期のお支払いに向け、必要書類のご作成・ご提出、事故原因や被害状況の確認にご協力ください。
※特別な照会・調査が不可欠な場合には、別途約款に定める期間内とします。

4 共同保険について

この保険は、株式会社あそしあ少額短期保険(幹事)および株式会社 Emyii 少額短期保険(非幹事)の共同保険として、または各社単独で引き受けを行います。両社は保険契約証記載のそれぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。また、幹事少額短期保険業者は、他の引受少額短期保険業者の代理・代行を行います。

【お客様に関する個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受少額短期保険業者が保険引き受けの判断、この保険契約の履行(保険金支払いなど)のために利用するほか、引受少額短期保険業者およびグループ会社(関連会社・団体を含む)が保険商品、各種サービスの案内・提供等のために利用することがあります。また、上記利用目的の達成に必要な範囲内で、ご提供いただいた個人情報を第三者に対して提供することがあります。詳細については、弊社ホームページ(<https://www.associa-insurance.com>)をご覧ください。

(注) 上記の「第三者」とは保険事故の関係者(当事者、少額短期保険業者、損害保険会社、修理業者など)、医療機関、再保険取引会社などをいいます。

変更依頼書

会社使用欄	
担当者	所管長

※契約内容に変更が発生しましたら遅滞なくお手続きください

※書類に不明点がございましたら、内容確認のご連絡をさせていただく場合がございます。ご連絡先は必ずご記入ください

契約番号	A S		捺印欄
ご契約者名	フリガナ	ご連絡先	
	TEL (- -)	mail ()	

変更後の 保険契約者名	フリガナ	変更日 (事由発生日)	年	月	日
変更後の 被保険者名 (入居者)	フリガナ <small>※変更後の契約者様と同一の場合は同上と記入</small>	生年月日	年	月	日
変更後の 保険契約者住所	〒	フリガナ	連絡先		
変更後の 被保険者住所 (入居者の住所)	〒	フリガナ <small>※変更後の契約者様と同一の場合は同上と記入</small>	連絡先		

キ リ ト リ

書類送付先

〒102-0073 東京都千代田区九段北三丁目2番5号 九段北325ビル2階
株式会社 あそしあ少額短期保険 変更係 行

契約の解約について

解約は **パソコン** または **スマホ** から!!

解約フォーム

<https://www.associa-insurance.com/house/cancellation.html>

検索からでもアクセスできます。

あそしあ

検索

選択
入力
送信ボタン
を押すだけ!

引受少額短期保険業者


ASSOCIA SSI
株式会社 あそしあ少額短期保険
〒102-0073
東京都千代田区九段北3-2-5
九段北325ビル2階
[URL] <http://www.associa-insurance.com>

Emyii ssi
株式会社 Emyii 少額短期保険
〒102-0074
東京都千代田区九段南3-2-2
九段宝生ビル5階
[URL] <https://emyii.co.jp>

取扱代理店

取扱代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・ご契約の管理等の代理業務を行っており、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。ただし、インターネット通信販売の場合、取扱代理店は媒介のみを行うため、保険契約は弊社の承諾をもって成立します。